

カルテ情報の開示、あるいは共有

病院長をしていると、しばしば患者のクレームへの対応を求められる。ちょっとしたクレームは現場レベルで解決するが、どうしてもこじれたものが「院長案件」として上がってくるので簡単ではない。クレームの原因を掘り下げていくと、医療者側の考えが正確に伝わっていない、あるいは患者の不安や疑問が医療者側に理解されていないというコミュニケーションの問題に行きつくことが多い。単純に、「言った、言わない」の行き違いが原因のこともあり、この解決には、互いの了解のうえで会話を録音することが一番確実と思われる。これをルーチン化すべく院内で準備を進めている。



一方、カルテ開示を求められることも増えてきたと感じる。訴訟のためとか不信感からというのではなく、単に個人記録としてとっておきたいというケースも多いようだ。カルテ開示請求は患者の権利であり、病院は原則として応じなければならない。心配なのは、医師のカルテの書きっぷりである。「何度説明しても理解力に乏しく、同じ質問を繰り返す。要注意」などと記載してあると、いらぬ軋轢を生むことになる。カルテは患者が見るものだ」という前提で記載する必要があるのだが、大部分の医師はそういう教育を受けていないと思われる。

求められて初めて開示するのではなく、最初からカルテを患者と共有するという動きがある。欧米では以前から始まっていたが、日本では群馬大学病院が初めて導入した。その経過を紹介した『患者・医療者の診療記録共有』（対馬義人著、中外医学社）を読んだ。入院中の患者が、自分のカルテを病棟の電子カルテ端末にアクセスして治療と同時進行で閲覧するというのだが、ちょっと想像しただけで懸案事項が次々と思ひ浮かぶ。私にはとても踏み込む勇気がない。しかし著者らは、時間をかけて十分な議論と準備を行い、導入に踏み切った。3年が経過し、多くの懸案は杞憂に過ぎなかったことが判明する。驚くべき結果である。導入時と導入2年後に行った医療者へのアンケートでは、患者のカルテ参照によって診療の質は高まり医療安全も向上すると考える人の割合が増加した。とはいえ、それならばと他の病院で直ちに導入するわけにはいかない。解決すべき課題がいくつか挙げられているし、何より参加する医療者の意識醸成が必須だからである。

そもそもカルテとは誰のためのものかという基本的なところから、議論とコンセンサスが必要である。今日、米国の多くの医療施設では、患者データがクラウドに保管され、本人がいつでも参照できるし、別の医師にかかる時にはそのままダウンロードを許可することもできる。日本で同様の仕組みを構築するには電子カルテのシステムをはじめとする障壁がいくつもがあるが、大きな流れを作る覚悟が国のレベルにあれば実現は可能だと思いたい。

(佐野 武)

顧問 森岡恭彦 武藤徹一郎 今村正之 山崎洋次 幕内雅敏
名川弘一 亀岡信悟 國土典宏 幸田圭史
編集 佐野 武 長谷川 潔 船橋 公彦

定 価 3,080 円 (本体 2,800 円 + 税 10%)	臨床雑誌 外 科 第 85 巻 第 8 号 (7 月号)	2023 年 7 月 1 日 発行 (1075 号)
編集兼発行者	東京都文京区本郷三丁目 42 番 6 号	小 立 健 太
印刷所	東京都千代田区飯田橋二丁目 15 番 5 号	日経印刷株式会社
発 行 所	〒113-8410 東京都文京区本郷三丁目 42-6 (営業) TEL 03-3811-7239 : 振替口座 00120-1-149 番	
株式会社 南江堂	(編集) TEL 03-3811-7619 FAX 03-3811-8660 https://www.nankodo.co.jp/	

・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利は、株式会社南江堂が保有します。

・JCOPY <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

広告申込所: 〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 24 番 6 号本郷大原ビル 6 階 文京メディカル TEL 03-3817-8036